

館などを活用して、被災した子どもたちの放課後や週末などにおける安心安全な居場所づくりや学習・交流活動を支援しており、被災地の地域コミュニティの再生にも寄与している。

(4) 図書館等の充実（文部科学省）

図書館は、子どもが読書の楽しみを知ることのできる教育施設であり、子どもの読書活動の推進に資する施設である。公民館は、子どもの地域における多様な活動を支える施設であり、親子で参加する工作教室をはじめ子どもを対象とした様々な教育活動が行われている。博物館は、豊富な学習資源と学芸員などの専門家を有しており、実験教室など子どもを対象とした様々な教育活動が行われている。

文部科学省は、これらの施設が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう、環境整備を推進している。（図書館については、第2部第2章第1節2(2)「読書活動の推進」を参照。）

4 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(1) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

近年、幼い子どもが被害者となる犯罪が多発し、子どもを取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、自然災害の際には、児童福祉施設や幼稚園などの災害時要援護者関連施設では、子どもが自然災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取るのに支援を要する。

このため、子どもが犯罪や災害などの被害に遭いにくい環境を創出するために次のような取組を行っている。

ア 通学路やその周辺における子どもの安全の確保のための支援（警察庁）

警察は、通学路や通学時間帯を考慮したパトロール活動の強化に加え、子どもが犯罪に遭ったり声掛けやつきまといにより犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めることができる「子ども110番の家」¹⁹³（第2-4-8図）の活動に対する支援を行っている。

第2-4-8図 子ども110番の家



（出典）警察庁「『子ども110番の家』地域で守る子どもの安全対応マニュアル」

193 「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル (<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki62/pdf/kodomo110-1.pdf>)

イ 道路、公園等の公共施設や共同住宅における防犯施設の整備等の推進（警察庁、国土交通省）

警察庁は、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯に配慮した公共施設などの整備・管理の一層の推進を図っている。

警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、侵入までに5分以上の時間を要するなどの一定の防犯性能を有する「防犯建物部品」の開発とその普及に努めている。また、警察庁と国土交通省の協力の下、住宅・防犯設備関連団体が「防犯優良マンション標準認定基準」を作成し、周知を図るなど、防犯に配慮した共同住宅の整備を推進している。

国土交通省は、住宅性能表示制度において、開口部の侵入防止対策を「防犯に関すること」として性能表示事項とし、防犯に配慮した住宅の普及を進めている。

ウ 児童福祉施設や幼稚園などにおける災害対応の推進

国土交通省は、児童福祉施設や幼稚園などの災害時要援護者関連施設が存在する土砂災害危険箇所などについて、砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、災害時に子どもの円滑な警戒避難が行われるよう、「土砂災害防止法」（平12法57）に基づく土砂災害警戒区域などの指定による危険な箇所の明示や土砂災害に関する情報の伝達体制を定めるなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。

(2) 安心して外出や外遊びができる環境の整備

ア ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進（国土交通省）

国土交通省は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平18法91。以下「バリアフリー法」という。）により、施設など（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物など）の新設などの際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設などに対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32（2020）年度末までの整備目標を定め、バリアフリー化の推進を図っている。また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しているとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者などの介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」などを開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。具体的なバリアフリー化における取組として、

- ・歩行空間については、多数の高齢者や障害者が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院などを結ぶ道路において、幅の広い歩道などの整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進している。
- ・水辺空間については、河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。
- ・都市公園については、子どもから高齢者まで幅広く安全で快適に利用することができるよう、園路の段差解消や誰もが使いやすいトイレの整備などを行っている。
- ・窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、妊婦、乳幼児連れの者をはじめ全ての人が、円滑かつ快適に施設を利用できるよう、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保や窓口業務を行う事務室出入口の自動ドア化など、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。
- ・公共交通機関については、バリアフリー法に基づき公共交通事業者などに対して、旅客施設の新設・大規模な改良や車両などの新規導入の際に移動等円滑化基準に適合させることを義務付け、

既存施設については同基準への適合努力義務が課されているとともに、その職員に対し、バリアフリー化を図るために必要な教育訓練を行うよう努力義務を定めている。さらに、鉄道駅など旅客ターミナル、旅客船のバリアフリー化やノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシーの導入などに対する支援措置を実施している。

- ・建築物については、バリアフリー法に基づく認定特定建築物のうち一定のものについては、スロープ、エレベーターなどの整備に対する助成により優良なバリアフリー建築物の建築の一層の促進を図っている。

- ・ベビーカーを利用しやすい環境をつくることを目的として「公共交通機関等におけるベビーカーの利用に関する協議会」を平成25（2013）年度に設置し、ベビーカー利用に配慮する統一的なマークやベビーカー利用にあたっての「お願い（呼びかけ）」を決定した。平成26（2014）年度は、「ベビーカーの安全な使用」や「ベビーカー利用への理解・配慮」（第2-4-9図）を呼びかけるチラシやポスターを作成し、ベビーカー使用者や周囲の方に対して、広報・周知する。

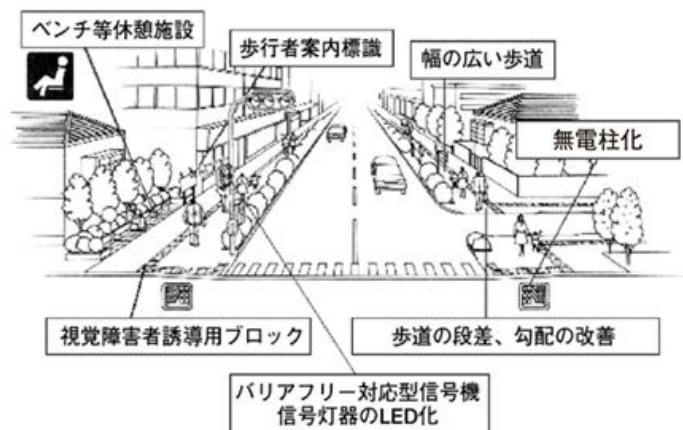
国土交通省と警察庁は、バリアフリー法の重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機などについては、平成32（2020）年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、歩行者感应信号機などの信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標識の設置などのバリアフリー化を実施する。（第2-4-10図）

第2-4-9図 ベビーカー利用への理解・配慮



（出典）国土交通省資料

第2-4-10図 歩行空間のバリアフリー化



（出典）警察庁資料

イ 通学路の交通安全対策（警察庁、文部科学省、国土交通省）

文部科学省、国土交通省、警察庁は、平成24（2012）年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を支援するなど、通学路の交通安全の確保に向けた取組を推進している。

警察は、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や

横断歩道の整備などの対策を推進している。

文部科学省は、特に対策が必要な市町村に対し、**通学路安全対策アドバイザー**を派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、学校や教育委員会、関係機関の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行っている。平成26（2014）年度には新たに、通学路安全対策アドバイザーの協力の下、交通安全教育の実施の支援も行う。

国土交通省は、学校、教育委員会、警察などの関係機関と連携し、歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー舗装化などの対策を推進している。

ウ 公園遊具の安全点検（国土交通省）

国土交通省は、遊具の安全確保を図り、安全で楽しい遊び場づくりを推進するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底に取り組んでいる¹⁹⁴。

エ 子どもの不慮の事故防止（消費者庁）

消費者庁は、「不慮の事故」が子どもの死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を実施している¹⁹⁵。具体的には、毎週木曜日に事故予防の豆知識なども含めたメールマガジン「子ども・安全メールfrom消費者庁」を配信しているほか、シンボルキャラクター「アブナイカモ」（第2-4-11図）が各地の子ども関連イベントに積極的に参加するなど、子どもの不慮の事故予防に関する啓発活動を行っている。

オ 生活道路における交通安全対策の推進（警察庁、国土交通省）

交通事故死者数に占める歩行者と自転車利用者の割合が5割を超え、欧米と比べて高い割合となっている（第2-4-12図）。また、交通事故死者の約5割以上が、自宅付近で被害に遭っている（第2-4-13図）。歩行者や自動車が主役となる生活道路は、空間の確保が困難な幅員の狭い道路が多い。

警察庁と国土交通省は、空間そのものを安全にするという視点に立って、区域（ゾーン）の設定による最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイスの設置などの車両の速度抑制方策を効果的に組み合わせ、市街地や住宅地で人優先のエリアを形成している。

第2-4-11図 子どもの不慮の事故防止シンボルキャラクター

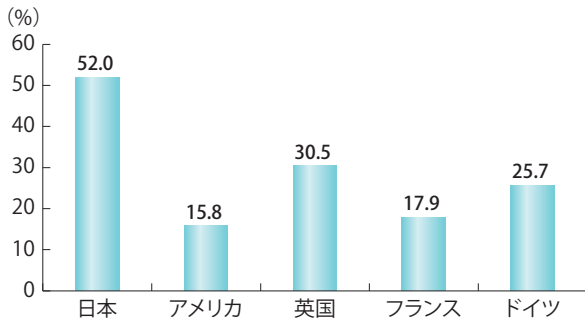


（出典）消費者庁資料

194 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/yuugu.html

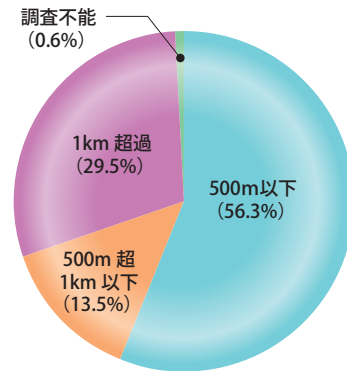
195 <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

第2-4-12図 交通事故死者数に占める歩行者と自転車利用者の割合の各国の比較（30日以内死者）



(出典) 警察庁調べ
 (注) 1. 死者数に占める構成率。
 2. 数値は各集計年による。
 3. 欧米諸国の数値は、「国際道路交通事故データベース (IRTAD)」による。

第2-4-13図 歩行中の自宅からの距離別死者数（平成25年）



(出典) 警察庁調べ
 (注) 各割合の算出に当たり四捨五入をしているため、合計の値とは必ずしも一致しない。

カ 自転車利用環境の整備（警察庁、国土交通省）

国土交通省と警察庁は、歩行者の安全確保などのため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成24年11月)¹⁹⁶の周知を図り、道路空間の再配分などにより、歩行者・自転車・自動車を適切に分離し、安全で快適な自転車利用環境創出のための取組を推進している。

キ 住民参加による地域づくり（厚生労働省）

厚生労働省は、子ども・若者を含め、地域で様々な課題を抱えている方々に対する見守り体制の構築や地域への参加を促すための居場所づくりなど、誰もが安心して生活できる地域基盤の構築を図るための取組を行う「安心生活創造推進事業」などを通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図っている。

第2節 多様な主体による取組の推進

1 相談体制の充実

(1) 子ども・若者総合相談センター（内閣府）

子ども・若者総合相談センター¹⁹⁷は、地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点として設けるものである。幅広い分野にまたがる子どもや若者の問題への相談に対し、一次的な受け皿になり、他の適切な機関に「つなぐ」、いわゆる「たらい回し」を防ぐ機能を果たすことが求められている。

内閣府は、子ども・若者総合相談センターとしての機能を担い得る**青少年センター**をはじめとする公的相談機関などの職員を対象とした研修を実施している。（個別分野における相談体制については第2部各章を参照。）

(2) 相談機関の連携確保（内閣府）

内閣府は、国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者や学校教育関係者の参加を得て、全国6ブロックで青少年相談機関連絡会議を開催し、関係機関・団体の連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策について情報交換などを行い、相談機関活動の充実を図っている。（**第2-4-14図**）

196 <http://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf>

197 「子ども・若者育成支援推進法」第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して確保するよう努めるものとされている。